

有効期間満了日 令和10年3月31日

熊組対第3802号

令和4年12月27日

国際的な不正資金等の移動等に対処するための国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法等の一部を改正する法律に係る組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律、国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律の施行について（通達）

令和4年12月9日、国際的な不正資金等の移動等に対処するための国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法等の一部を改正する法律（令和4年法律第97号。以下「改正法」という。）が公布され、改正法第3条及び第4条の規定（犯罪収益等隠匿罪等の法定刑の引上げ、犯罪収益等として没収可能な財産の範囲の改正）については、同年12月29日から施行されることとなった。

警察庁から改正法による改正後の組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成11年法律第136号）、国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律（平成3年法律第94号）の概要等について別添のとおり示されたので、各所属にあつては、全職員に周知徹底を図り、事務処理上遺漏のないようにされたい。

※ 警察庁通達「国際的な不正資金等の移動等に対処するための国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法等の一部を改正する法律に係る組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律、国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律の施行について（通達）」については、警察庁ホームページをご覧ください。